

小規模多機能型居宅介護センター美波 運営規程の概要

(介護予防小規模多機能型居宅介護含む)

(目的)

運営規程は、株式会社宮崎医福サービスが設置経営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業(介護予防小規模多機能型居宅介護含む)(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的としています。

*この運営規定は令和6年6月1日から施行されているものです。詳細な運営規定は各施設ごとに準備しています。

(事業所の名称)

小規模多機能型居宅介護センター美波

(事業所の所在地)

宮崎市大島町国草 132
宮崎市新別府町藺田 152-1
宮崎市清武町木原 5581-3
宮崎市本郷南方 2540-4

(従業員の職種、員数及び職務内容)

職種	人数	職務内容
管理者(統括管理者)	1人	エリア全体の管理、指導
センター長	1人	施設の全体の運営、管理
介護支援専門員	1人	ケアプランの作成・介護に関する相談
看護職員	1人以上	健康管理・医療機関との連絡調整
介護職員	1人以上	日常生活のお世話

(営業日及び営業時間)

(1)営業日 年中無休

(2)営業時間

- ① 通いサービス(基本時間) 9時～18時
- ② 宿泊サービス(基本時間) 18時～ 9時
- ③ 訪問サービス(基本時間) 24時間

※ 緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供します。サテライト事業所の利用者は、宿泊サービスを本体事業所で受けることがあります。

(利用定員)

	東大宮・清武(本体事業所)	新別府・本郷(サテライト事業所)
登録定員	29名	18名
通いの定員	18名	12名
宿泊の定員	9名	4名

(小規模多機能型居宅介護の内容)

(1)通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(2)訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供や、買い物や通院など一人で行うことが困難な状態を把握し提供する。

(3)宿泊サービス

利用者及び家族の心身の状況等により自宅での生活が困難な場合、一定期間当事業所に宿泊し、食事、入浴、排せつ等日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(利用の費用)

利用の費用は介護保険法に基づく、小規模多機能型居宅介護費を請求します。利用者負担額は1～3割になります。そのほか、宿泊費や食費など実費負担があります。

(個人情報の保護と秘密保持)

利用者の個人情報を含む小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めます。また、事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないよう、誓約書を提出しています。

(苦情処理)

提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じています。

(委員会や研修)

感染症対策や非常災害、虐待防止に関しての指針を作成し、委員会や研修など執り行っています。研修は入職時や定期研修を全職員にしています。

(運営推進会議)

小規模多機能型居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、2ヶ月に一度運営推進会議を開催しています。